【紫波運動公園宿泊棟施設使用注意書】

※新型コロナウイルス感染症感染防止のため利用制限を設けています。

当施設の申し込みにあたって、あらかじめ下記の事項について了承をお願いします。

１　宿泊・休憩の申し込み

（１）宿泊及び休憩（以下、宿泊等）をしようとする方は、以下に記載されている事項を厳守してください。厳守できない時は退棟をお願いする場合があります。

（２）宿泊等をする1週間前迄に「紫波運動公園宿泊棟施設使用許可申請書」（以下申請書という）「宿泊者名簿」に必須事項を記入し、紫波町総合体育館に提出してください。なお、使用当日は紫波町総合体育館窓口で使用許可後、使用料を支払っていただきます。

（３）入棟時は検温を行い、体温が37．5℃を超える方は入棟をお断りします。

（４）宿泊人数等申請書の内容に変更が生じた時は、変更後の内容を速やかに申し出てください。宿泊日当日の予約のキャンセル・変更はできません。宿泊料は予約時の全額を請求させていただきます。また、当施設の委託業者に食事を依頼した場合も同様となります。

（５）未成年者のみでの利用は出来ません。

（６）宿泊者数は、５名以上20名程度となります。ただし、20名未満であっても宿泊者の内訳（男女比率等）により受け入れ出来ない場合があります。

（７）厨房の利用はできません。

（８）申請書の提出後であっても天災、施設の故障、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等が発令、その他やむを得ない事由により宿泊をお断りする場合があります。

２　使用にあたっての注意事項等

（１）喫煙は、定められた場所でお願いします。

（２）当施設で飲酒はできません。

（３）施設利用中は常時マスクを着用し、手指消毒はこまめに行っていただきます。

（４）門限及び消灯は22時です。門限以降は施錠します。

（５）施設を利用しようとする方が感染症等に罹患が疑わしいと認められた時は施設の利用をお断りします。

（６）朝の検温を行い、「宿泊者名簿」に記入後、管理人室まで報告をしてください。

３　宿泊・休憩の途中退棟

下記の場合について、退棟を求める場合があります。

（１）施設内で、いたずらや他の利用客に迷惑を及ぼす行為があったとき。

（２）災害その他の緊急事態の発生等が予想されたとき。

（３）伝染病に罹患していると認められたとき。

（４）管理人の指示に従わなかったとき。

４　災害等による対応

（１）天災により、施設を安全に提供できないと判断した場合は、予約を取り消させていただきます。

（２）大雨による河川の氾濫が予測され、且つ、紫波町の災害警戒本部等による避難勧告が発令された時は宿泊の取り消し、退棟を求めます。

（３）運動公園内が冠水した場合は、管理人の指示に従って退棟または待機していただきます。

（４）災害等により退棟を求めた場合でも、当方では代替の宿泊施設の斡旋等は行いません。

５　使用料等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 中学生以下 | 高校生 | 学生・一般 |
| 宿泊料 | １人一泊 | １，０００円 | １，５００円 | ２，０００円 |
| 休憩料 | １人一回 | ３００円 | ４００円 | ５００円 |
| 洗濯機料 | １人一回 | ２００円 | | |
| 自炊料 | 一日 | ２，１００円 | | |